

常任委、特別委の新人事決まる

十二月十九日の本会議で各常任委員会委員(八面に掲載)と予算特別委員会委員等が決まりました。

予算特別委員会

予算特別委員会は、県の予算を総合的に検討し、予算審査の一体性を確保することを目的として設置される委員会です。

- 委員長 新井 昇
- 副委員長 藤島 正孝
- 委員 鈴木せつ子
- 中山 一生
- 飯塚 秋男
- 小田木真代
- 鶴岡 正彦
- 飯泉 淳
- 磯崎久喜雄
- 荻津 和良
- 黒部 博英
- 石田 進
- 本澤 徹
- 葉梨 衛
- 狩野 岳也
- 加倉井昭喜
- 森田 悦男
- 佐藤 光雄
- 川口 浩
- 江田 隆記
- 高崎 進
- 山中たい子

情報委員会

情報委員会は、公文書の開示決定等についての不服申立の調査や事前審査、さらには情報提供施策の充実に関し調査等をする委員会です。

- 委員長 西條 昌良
- 副委員長 福地源一郎
- 委員 館 静馬
- 山岡 恒夫
- 横山 忠市
- 石井 邦一
- 森田 悦男
- 青山 大人
- 半村 登
- 高崎 進

監査委員

- 柏田 良一
- 武藤 均

議会運営委員会は、議会運営の円滑化を図るために、議会の

永年在職者表彰

十二月五日に茨城県議会の永年在職者表彰が行われました。表彰を受けた議員は、次のとおりです。

十年在職

- 細谷 典幸 議員 (選挙区 稲敷郡)

財政再建等調査特別委員会 議長に中間報告書を提出

県の平成二十年度予算編成や行政組織改編作業が本格化してきていることを踏まえ、十二月十九日の定例会最終日にこれまでの委員会の意見をとりまとめ、議長あてに中間報告書を提出しました。報告は県執行部への提言の形をとっています。主な内容は次のとおりです。

○行政組織改革のための諸方策

- ・市町村への権限移譲、本庁への業務集約を進め、出先機関をスリム化するべきである。
- ・この考え方に沿って、地方総合事務所をはじめ、主要な出先機関をすべて見直すべきである。
- 歳出削減のための諸方策
- ・県単補助金、委託料、大規模建設事業・イベントなど事務事業全般を見直すべきである。
- ・出資団体等への財政支援を見直す

- ・特別会計及び企業会計の見直し・廃止・休止などにより一般会計からの財政負担を減らすべきである。
- 歳入確保のための諸方策
- ・市町村に徴収依頼をしている個人県民税の徴収率は全国四十六位であり、徴収率向上のため、この税の徴収率に応じた市町村向け補助金の削減など、市町村の徴収努力を促す施策を講じるべきである。
- ・千鈞を超える県有未分譲地が、県財政の負担になっている。企業誘致の促進など土地の処分に全力を傾注するべきである。

今後は、知事部局の本庁組織、教育組織、警察組織の見直しを進めるほか、今回提言した内容の実施時期、改革の効果額などの明確化を図ってまいります。

『元氣を出そう茨城』と題し 本県の活性化策などを講演

十二月十八日に、「元氣を出そう茨城」と題して、県議会主催の講演会が、県議会議事堂大会議室で開催されました。講師は、本県の土浦市出身であり、元国土交通事務次官、現在は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長の小幡政人氏をお招きしました。



小幡先生からは、「我が国は江戸時代以前にも世界に誇れる技術、文化、伝統があり、それが富国強兵を目指した明治維新の成功につながった。本県も、平将門が武家政治の先駆けとなり、また、水戸学が維新のリーダーに大きな影響を与え、近代日本の幕開けの先駆けとなるなど、歴史的にも誇れる地域であり、もっと自信を持ってよい地域である。」

意見書(要旨)

県議会は、今定例会において次の五つの意見書を可決し、衆・参両院議長、内閣総理大臣や関係大臣などに、その実現について要望しました。

- 1 立ち後れた地方の道路整備を推進するため、国においては、次の施策を講じられるよう、強く要望する。
 - 受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の趣旨を踏まえ、暫定税率を含めた現行制度を維持し、安定的かつ確実な道路整備のための財源を確保すること。
 - 2 地方が「真に必要な道路」の整備を計画的に行うことができるよう、地方公共団体への道路特定財源の配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実強化に努めること。
 - 3 国直轄事業費については、本来、事業主体である国が負担すべきであり、道路にかかる国直轄事業負担金を廃止すること等により、地方負担の軽減を図ること。
 - 4 有料道路の料金割引等により、既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化を図ること。
- 2 青少年に有害なサイト(携帯電話)の規制については、青少年の健全育成のため、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。
 - 1 有害サイトの規制ができるよう法律を早期に制定すること。
 - 2 家庭や販売店に対し、子どもに携帯電話を持たせる場合、フィルタリングの利用を義務化させる法律を制定すること。
 - 3 森林・林業・木材産業施策の充実を求める意見書
 - 4 国においては、次の措置を講じられるよう強く要望する。
 - 1 森林吸収源対策として森林整備を着実に推進するため、安定的な財源を確保するとともに、自治体や森林所有者の負担を軽減する支援制度の拡充を図ること。
 - 2 緑の雇用等の拡充により一層の担い手の育成・確保を図るとともに、国産材の安定供給や利用拡大に向けた支援策を推進すること。
 - 3 森林整備の推進や山村地域の活性化を図るため、森林整備法人への支援拡充や林道等路網の整備を推進すること。
 - 4 近年の災害の多発に鑑み、山地災害の防止や海岸防災線の整備などの計画的かつ効果的な治山対策を推進すること。
- 3 地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書
- 4 国会及び政府においては、住民代表として政治にかかわる地方議会議員の職責又は職務を法律上明確に定義し、それら職務等を遂行するために必要な経費を受けることができるようにするなど、地方分権時代にふさわしい議員活動を保障するための措置を講ずる必要があるが、当面、地方自治法について、次の改正を行うよう強く要望する。
 - 1 地方議会議員の職責又は職務を明確にするため、地方自治法に新たに、例えば「議会の議員は、議会の権能と責務を認識し、その議会の会派に出席し、議案の審議等を行うほか、当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究及び住民意思の把握等のための諸活動をを行い、その職務の遂行に努めなければならない。」旨の規定を設けること。
 - 2 地方自治法第二十三条から議会の議員に関する規定を他の非常勤職と分離し、独立の条文として規定するとともに、議会の議員と、とりわけ都道府県議会議長の議員活動の実態に対応し、職務遂行の対価については、単なる役務の提供に対する対価ではなく、広範な職務遂行に対する補償をあらわす名称とするため「報酬」を「歳費」に改めること。
 - 3 「地方が主役の国づくり」に向けた地方分権改革の一層の推進を求める意見書
 - 4 今後の改革の推進にあたっては、地方が真に望む分権型社会の実現に向けて、次の事項を実現するよう強く要望するものである。
 - 1 国と地方の役割分担の明確化
 - 2 国の役割は外交、防衛、金融等本来国が果たすべき役割に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねるという、地方分権改革推進法の基本方針に則り、国と地方の役割分担を徹底して見直し、さらなる国から地方への権限移譲や義務づけ・枠付け、関与等の廃止・縮小を進めること。
 - 3 特に、自治事務についての国の義務づけ・枠付け、関与等については抜本的に見直しを行なうこと。
 - 4 地方財源の充実強化
 - 5 地方の財源不足に対応した地方交付税総額を還元・充実するとともに、国と地方の税源配分をまずは五対五にすることを目指し、国から地方への税源移譲を進め、並行して税収の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方財源を構築することにより、地方財源の充実強化を推進すること。
 - 6 また、地方交付税を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更し、地方固有の共有財源であることを明確にすること。
 - 7 さらに、地方財政計画の策定過程へ地方を参画させること。
 - 8 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化
 - 9 国の地方支分部局の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国庫補助負担金総件数の大幅削減によつて国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。
 - 10 「(仮)地方行政会議」の法律による設置
 - 11 地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮)地方行政会議」を法律により設置すること。